



2026年7月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 P A L T A C
代表者名 代表取締役社長 吉田 拓也
(コード番号:8283 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取締役専務執行役員 嶋田 政治
経営企画本部長
(TEL. 06-4793-1090)

(開示事項の経過) 臨時株主総会の不開催及び基準日の取消しに関するお知らせ

2026年6月19日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」にて開示した事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

2026年6月19日付「臨時株主総会招集のための基準日設定に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、株式会社メディopalホールディングス（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が成立し、かつ、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%未満である場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後、当社に対し、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第180条に基づき当社株式の併合（以下「株式併合」といいます。）を行うこと及び株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを要請する予定とのことでした。そのため、当社は、本臨時株主総会の開催が必要となる場合に備えて、あらかじめ本臨時株主総会の招集のために必要となる基準日（2026年7月15日）を設定しておりました。

しかしながら、2026年7月8日付「当社親会社である株式会社メディopalホールディングスによる当社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、本公開買付けの結果、公開買付者の所有する当社の議決権の合計数が当社の総株主の議決権の数の90%以上となり、本日、公開買付者から会社法第179条第1項に基づく株式売渡請求に係る通知を受け、本日付の当社取締役会において、当社は当該株式売渡請求を承認したことから、本臨時株主総会は開催せず、上記基準日につきましても取り消すことを決議いたしましたので、お知らせいたします。当該株式売渡請求の詳細については、当社が本日公表した「株式会社メディopalホールディングスによる当社株式に対する株式売渡請求を行うこと」の決定、当該株式売渡請求に係る承認及び当社株式の上場廃止に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上